

奈良県広域水道企業団議会事務局処務規則の一部を改正する規程をここに公  
布する。

令和7年11月27日

奈良県広域水道企業団議会議長 吉田 雅範

奈良県広域水道企業団議会規程第2号

奈良県広域水道企業団議会事務局処務規則の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団議会事務局処務規則（令和7年2月議会規程第1号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本会議」の次に「、委員会」を加える。

附 則

この規程は公布の日から施行する。